

文教くらし委員会記録

開催日時 令和2年3月25日(水) 15:47~16:14

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

今井 光子 委員長

阪口 保 副委員長

小村 尚己 委員

植村 佳史 委員

井岡 正徳 委員

藤野 良次 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 県立学校における教育活動の再開について

<会議の経過>

○今井委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

本日の委員会において写真、テレビ撮影による取材の申し入れが参っております。委員会等に関する申し合わせ事項では、記者席以外の場所からの写真、テレビ撮影については、事前に承認を得ることになっておりますので、お諮りいたします。

委員会の審議に支障のないように行っていただくことで許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することといたします。

なお、理事者においては、教育委員会に出席依頼をしておりますので、ご了解願います。本日傍聴の申し出があれば20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。それでは、案件に入ります。

本日は、理事者から県立学校における教育活動の再開について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、文教くらし委員会として報告を受けるべく、急遽、委員会を開催させていただきました。

それでは、教育長から説明願います。

○吉田教育長 それでは、県立学校における教育活動の再開について報告いたします。

文部科学省が示した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿って、感染拡大の防止対策、児童生徒等及び教職員の感染予防対策を講じながら、県立学校における教育活動を令和2年4月1日より再開いたします。

これまでの経緯ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策に関して、2月28日に文部科学省から一斉臨時休業の要請があり、これを受けて、県教育委員会では県立高等学校33校、県立中学校1校、県立特別支援学校10校を、3月2日から3月20日までの間、児童生徒の健康を第一と考え、感染症の予防上必要があると判断し、学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業としたところです。

3月21日からは、各県立学校は春期休業に入っているところですが、3月17日付の文部科学省の事務連絡を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、感染予防のために、これまでの臨時休業中と同じ対応をとっております。

なお、部活動についても活動自粛を継続しております。また、必要最小限の日程で感染予防対策を図り、各学校ごとに登校日を設定しております。

現在の状況ですが、令和2年3月19日に公表された「新型コロナウイルス感染症の分析・提言」において、学校再開に当たっては、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによるリスク等に備えていくこと、またこの観点から、地域ごとの蔓延の状況を踏まえることが重要であるとの考えが示されております。

このたび3月24日付で、文部科学省事務次官より「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開について」の通知がありました。これは別添資料としてつけておりますが、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」として示されております。

県立学校における教育活動の再開に向けてですけれども、このガイドラインを含めた通知を受けて、4月1日より学校を再開していく方向で県教育委員会の対応方針をこれから定めることとしております。この検討に当たっては、日々の学校現場において、3月19日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した提言にあります3つの条件が同時に重なる場を避けるということで、1番目に換気の徹底、2番目に多くの人々が近距離で集まらないための配慮、3番目に近距離での会話や大声での発声を控えるなど、留意していきたいと考えております。

また、学校再開後、児童生徒等または教職員の感染が判明した場合には、学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業の実施の有無、規模及び期間を判断します。また、当該児童生徒等については、学校保健安全法第19条に基づき出席停止とすること、これら2点を踏まえながら状況に応じた対応を検討していきたいと思ひます。

この後、委員の皆様からの意見等を踏まえながら、3月27日開催の教育委員会で具体的な対応方針を決定し、公表していきたいと思ひております。

○今井委員長 それでは、ただいまの報告について質疑があればご発言願ひます。

○藤野委員 まず、今回の教育活動の再開について、文教くらし委員会に意見聴取をされたということは、委員会としても評価したいと思ひます。

数点質問しますが、新学年、新学期から、従来どおり学校における教育活動を再開するということは、新年度の1学期、そして2学期も含めて、こま数も足りて、授業時数にも影響がないということによろしいですか。

○吉田教育長 これまでの授業時数の不足分に対して、補習等をする必要があるのかということですが、前にも述べましたように、中学校、高等学校では考査が中心になっており、特別支援学校では、子どもたちの教育課程については個別の対応をしておりますので、考査の後の臨時休業であり、特別に補習をしてから新たな年度に入っていくということは、現在考えておりません。

○藤野委員 資料の「3. 県立学校における教育活動再開に向けて」の中で、1番の換気の徹底については、教職員が気をつけながら、生徒も含めてしっかりと徹底することで可能かと思ひますが、2番、3番については、このとおりにいくのかどうか非常に疑問を持つところですが、しっかりと徹底して、学校の体制づくりに向けて取り組みを進めていただきたいと思ひます。

その中で、せきエチケットのためのマスクについては、徹底してやっていた方がいいと思ひますが、きょうの予算審査特別委員会でも質問があったと思ひますが、マスクの不足が指摘されております。学校側に対してのマスクの提供など、教育委員会として何らかの対応、対策は考えておられるのかお聞きしたいと思ひます。

○栢木保健体育課長 現在、マスクに特化した支援は考えておりません。マスクの不足については学校等からも聞いておりますが、マスクがない場合には、せきエチケットの徹底や、ガイドラインにも手づくりマスクの作成方法等が載っておりますので、こういった部分について推奨していきたいと思ひております。

○藤野委員 現在、薬局、コンビニ、スーパーも含めて、なかなかマスクが手に入らないという困難がある中で、不安を感じている家庭もあると思うのですが、そういったところにも教育委員会として配慮いただければ非常によいと思います。

最後に、資料の「4. 学校再開後の出席停止、臨時休校の対応」についてです。

これは児童生徒または教職員の感染が判明した場合ということですが、そのときに対応するというのではないと思います。恐らく感染が判明した場合に、すぐさまどのような対応をとるのかということは考えていると思うのですが、参考にお聞きしたいと思います。

○吉田教育長 例えば1人でも感染が判明した場合には、まずは学校全体を臨時休業したいと考えております。その理由は、感染経路等を明らかにしながら、濃厚接触者がどの程度いるのか把握すること、それから、消毒も含めた対応を全校的にきっちりする必要があるのでないかという2点であり、まずは臨時休業します。例えば濃厚接触者が他学年にまたがっていない場合には順次学年ごとに教育活動を再開していき、本人も含めて濃厚接触者がいる学年等については2週間程度の臨時休業を行うということで、現在考えております。

○藤野委員 そういったさまざまなケースがあり、ほかにもいろいろなケースが出てくると思うのですが、ケースに合わせてすぐさま対応を考えていくということも含めて、教育委員会の取り組みを、ぜひともよろしくお願いいたします。

○阪口副委員長 最初は意見ですがけれども、今回、文教くらし委員会が開催されて意見を聞かれるということはあるがたいと思うのですが、一斉休校になったときも、私は今井委員長に連絡して、文教くらし委員会を開催してこちらの意見も聞いていただきたいということで、大分委員長にはお諮りしたのですが、委員会が開催されず非常に残念でした。今回ガイドラインが出されたことは一つ目安ができてよいのですが、休校に当たっては、2月28日にメールが来て、3月2日に一斉休校ということで、現場が全く徹底していないわけです。しかも、コロナウイルスに感染した生徒はいないという状況で。今回は、かなりコロナウイルス感染症がはやっている中で、学校を再開するということですが、再開したときに、当然これだけ感染症がはやっていますので、先ほど藤野委員が言われたように、1人感染者が出たときに、また学校が2週間休校になる可能性があるわけです。そうすると、教えていない部分も出てくると思います。文部科学省からの要請なので、吉田教育長に意見を聞いても仕方がないと思うので、私の意見だけを述べておきます。

聞きたいのは2点で、1点目は、マスクをして来いということですが、私はあちこち見て回ったのですけれども、ほとんどマスクはないです。手づくりマスクも必要だと思いますけれども、ウイルスが細かいですから、そのマスクで効果があるのかどうか。人にくしゃみの飛沫を飛ばすのを防げるという意味ではよいと思いますが、マスクがなく、同じマスクばかり使うと余計に感染する率が上がるということですので、学校でマスクをしない生徒がいても仕方がないのではないかと。皆、マスクをするように言われて、マスクをしない生徒が1人いると、いじめの対象になってくると思います。消毒液についても学校に十分あるのかどうか、生徒に持ってこいということは、いけないと思います。私の孫が東京にいますが、保育所で消毒液を持って来いと言われてきましたが、結局、どこに行っても手に入らないので、これまでの4倍の値段でインターネットで買ったということです。そのように、高値で売買される原因にもなっていますので、マスクと消毒液についてお聞かせください。

○栢木保健体育課長 阪口副委員長お述べのように、マスクをしていない等のことで、子どもたちからのいじめ等があってはなりませんので、現在のマスクの供給量も踏まえて、十分に学校等には指導していきたい。それから、先ほど言いましたように、簡易のマスクの作成や、せきエチケットの徹底を行っていきたくて考えております。

○阪口副委員長 当然学校としては、マスクの着用、手洗いの徹底、それから先ほど言われたように、換気の徹底をする必要があると思います。県教育委員会としても必要なものについてはできるだけ対応していただきたい。

2点目の質問ですが、資料の3月24日付けの文部科学省からの通知の2ページに、「感染が判明した場合には、当該学校の臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上」とありますが、衛生主管部局とは具体的にどの部局を指すのか。それから、これは高等学校だけに関係するのか、小・中学校にも関係するのか、その2点についてお聞かせください。

○栢木保健体育課長 県全体であれば、医療政策局の担当課との連携等になると思います。市町村教育委員会に関しては、担当の保健所との連携等も大事になってきますので、それらの機関との連携が必要になってくるかと考えております。

○阪口副委員長 担当部局はわかりましたが、休業については教育委員会と担当部局と学校との連携で判断するという理解でよいでしょうか。

○栢木保健体育課長 基本的には、先ほどの吉田教育長の答弁のとおり、一旦学校を閉鎖

して消毒に努めます。資料の最後のページに書いてありますが、その間に、当該生徒の症状の有無や校内における活動の態様、接触者の多寡といったところを学校の担任、教員が情報収集し、保健所等に連絡して濃厚接触者の判定等を行って、どれぐらい広がりがあるかを十分把握した上で、学年閉鎖にするのか、学校閉鎖にするのかということを保健所や学校医と相談して決めていきたい。期間については、2週間が基本ですが、その長さについても関係機関と連携していきたいと現在は考えております。

○今井委員長 委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○阪口副委員長 それでは、委員長にかわり、委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 今回の学校の問題ですけれども、このコロナウイルスの問題があって、改めて学校というのはすごい施設だということを再確認させていただいたように思います。子ども一人ひとりのスペースがきちんと保障されて、保健室もあって、子どもたちがそこで毎日先生にいろいろ教えていただいたり、友達と交流したり、給食一つとっても、地域のさまざまな経済活動にとっても、先生方の雇用の問題にしても、学校という施設について改めて再確認できたと感じています。高校生になると公共交通機関を使って通学するので、やはり感染の機会が広がると思います。若い人たちの間で、あまり重症にならないといったことが言われておりましたので、今、自覚がないけれども陽性の人がいることが恐れられているのですが、学校には保健室などもありますので、子どもたちにきちんと、コロナウイルスについてわかっている範囲で、どのようなことを日常的に注意しなければいけないのかといった教育を徹底してほしいと非常に感じております。

それから、学校を休業するときに、あまりにも突然ですと、現場で皆さんがいろいろな思いを持っていることがあると思いますので、さまざまな問題で現場の意見をよく聞きながら、それに合う形で対応していただきたいと思っております。

それから、先ほどからマスクや消毒薬の問題を言われておりましたけれども、学校に来たら少し調子が悪くなって保健室に行くことがあると思いますので、保健室におけるマスクの着用や体温測定など、感染しないための配慮なども必要ではないのかと思っております。そうしたこともぜひお願いしたいのですが、何か考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○吉田教育長 まず、今井委員長お述べのように、子どもたちに、しっかり生活習慣上、コロナウイルス対策をできるように教育していくことは一番大事なことです。日々、学校

へ登校する前に必ず検温すること、自分でしっかり体調管理すること、そして微熱が出た場合には保健室等へ行ってもらい、しっかり対応していくといった我慢をしないという形で今回はする必要があるのではないかと。電車の通勤ラッシュということもありますので、そういった通学に対してどのような対応をするのかについても、できる限りの対応をしていく必要があるのではないかと考えております。

それから、始業式は4月8日ですので、今から検討して、そして学校とも協議しながら検討して、教育委員会に諮って方針を出すわけですので、4月8日までの間にマスクや消毒液等が、どの程度それぞれの学校で準備できるのか、個人がまずどのように準備できるのか、全体的にどのように不足するのか、そういったことに対して県教育委員会として十分対応できるのか等をしっかり意見を聞きながら準備していきたいと考えております。

○今井委員長 次に、特別支援学校の関係ですけれども、バスの送迎などはどのようになっていくのでしょうか。

○大石学校教育課長 特別支援学校のスクールバスについてですけれども、いろいろなところに気を使いながら進めていかなければならない子どもたちであるということ、そして、スクールバスそのものがある意味密閉空間ということもありますので、十分に配慮した上で、通常の運行をしていきたいと考えております。例えばバス停にとまるたびに換気を行う、あるいは奈良県にあるバスで窓をあけながら走ることは安全上無理ですので、運転席のところで換気ができないかといったことも考えております。また、毎日始業前、もしくは運行後にバスの消毒等も考えて、現在準備を進めているところです。

○今井委員長 新学期からのバスについて、まだ契約がきちんとできていないという話を聞いたのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○大石学校教育課長 間に合うように進めていきます。

○今井委員長 本当に子どもは待ち望んでいると思いますし、先生方もいろいろな思いでこの間過ごしてこられたと思いますけれども、子どもの思いをしっかり酌んできながら、本当に安全を第一にしながら学校活動を順調に進めていただくようお願いしておきたいと考えております。

○阪口副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○今井委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きのう、高等学校の件で判決が出たので報告があるかと考えておりましたけれども、も

し何か意見があれば、どのように受けとめているのかお伺いしたいと思います。

(「案件はこれだけなので案件外」と呼ぶ者あり)

それでは、案件外ということですので、また別に話を聞かせていただきたいと思います。

それでは、これもちまして委員会を終わります。